

一般社団法人日本知的障害者チアリーディング協会

謝金に関する規程（別表）

<謝金額>

講演又は研修等の講師に対する実支給謝金額は、下記を上限とする。

- ① 主催者・依頼元から収益がある場合 3,300 円／日
- ② 主催者・依頼元から収益が無い場合 1,500 円／日

・上記を基準表とするが、講師、指導者へ依頼する場合に相談のうえ、単価は変更できるものとするが、適正な単価となるようにする。

・基準表と異なる単価にする場合は理事会の了承を得ること。

・諸謝金の支払いにおいては、源泉徴収後の額を対象者に支払い、所管の税務署に徴収額を納付する。

以上